平成２６年（再イ）第１６０号
埼玉県狭山市大字南入曽249―44
再生債務者　木口　　亨
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成26年９月１日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成26年９月10日
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（再イ）第１２５号
神奈川県茅ヶ崎市浜見平14―２―605、開始決定時の住所神奈川県茅ヶ崎市西久保853―７　C―201
再生債務者　白鳥　　栄(開始決定時の姓天野)
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成26年９月２日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成26年９月10日
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（再イ）第１１号
新潟市中央区鐙西１丁目１番32号　コンフォールプレマ201号
再生債務者　五十嵐はるな
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成26年９月３日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成26年９月11日　　新潟地方裁判所民事部

平成２６年（再イ）第２１９号
東京都中央区日本橋大伝馬町２―12―301
再生債務者　山口　　司
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成26年９月４日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成26年９月９日
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（再イ）第６号
福岡県行橋市大橋２丁目９番１号
再生債務者　田渕　康祐
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成26年９月４日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成26年９月11日
福岡地方裁判所行橋支部再生係

平成２６年（再イ）第１０号
秋田県潟上市飯田川下虻川字屋敷193番地
再生債務者　北條　侑聰
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成26年９月８日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成26年９月11日
秋田地方裁判所民事第２部

平成２６年（再イ）第３２号
埼玉県坂戸市大字石井2471番地17
再生債務者　大嶋　淳志
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成26年９月８日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成26年９月10日
さいたま地方裁判所川越支部

平成２６年（再イ）第８９号
札幌市厚別区もみじ台東３丁目２番22―507号
再生債務者　菊池　成和
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成26年９月９日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成26年９月10日
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（再イ）第５号
埼玉県本庄市児玉町秋山2775番地１
再生債務者　小林　秀雄
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成26年９月９日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成26年９月11日
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２６年（再イ）第８４号
神奈川県大和市下鶴間2844番地３　カサベルデプレッソ202
再生債務者　関根香代子
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成26年９月９日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成26年９月11日
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（再イ）第１２号
川崎市川崎区下並木57番地　マンション松葉405
再生債務者　安藤　真純
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成26年９月９日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成26年９月11日
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２６年（再イ）第６２号
愛知県春日井市十三塚町3030番地515
再生債務者　上孝組こと　上久保孝興
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成26年９月９日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成26年９月10日
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（再イ）第４４号
京都市中京区西ノ京小堀池町４番地の２　ルネニッセイコーポラス206号
再生債務者　ＬＩＦＥＴＩＭＥ　４　ＬＩＦＥこと　坂井　清孝
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成26年９月９日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成26年９月11日
京都地方裁判所第５民事部再生係

平成２６年（再イ）第８号
盛岡市中央通３丁目３番15―303号
再生債務者　立花　礼佳
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成26年９月10日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成26年９月11日
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２５年（再イ）第１６号
富山県高岡市赤祖父35番地２　シェル・エトワーレ105号
再生債務者　橋本　純平
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成26年９月10日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成26年９月11日　富山地方裁判所高岡支部

平成２６年（再イ）第１号
富山県高岡市伏木一宮１丁目３番15号
再生債務者　大家　増実
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成26年９月10日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成26年９月11日　富山地方裁判所高岡支部

独立行政法人都市再生機構公告

独立行政法人都市再生機構西日本支社公告第３号
平成26年11月２日に執行する北部大阪都市計画事業吹田操車場跡地土地区画整理審議会委員選挙の選挙人名簿を縦覧に供したが、縦覧に供した選挙人名簿に異議の申出がなかったので、土地区画整理法施行令（昭和30年政令第47号）第22条第１項の規定に基づき、公告する。
また、この選挙において選挙すべき委員の数を下記のとおり定めたので、同条第４項の規定に基づき、公告する。
平成 26 年９月 26 日
独立行政法人都市再生機構西日本支社
支社長　伊藤　　治
記
1　宅地の所有者が選挙すべき委員の数　８人